

令和5年度「北海道ケアラー支援推進協議会」 議事録

開催日時 令和5年10月26日(木) 14:30～16:30

開催場所 第2水産ビル 5F会議室

発言者	発言内容
事務局 (隈部係長)	<p>定刻となりましたので、ただ今から、令和5年度「北海道ケアラー支援推進協議会」を開催いたします。</p> <p>本日は、皆様大変お忙しい中、ご参集いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>はじめに、資料について確認いたします。資料は全て報告事項で、資料①「北海道におけるケアラー支援の取組について」、資料②「ケアラー支援の取組状況について」、資料③「ヤングケアラー支援の取組状況について」、資料④「市町村におけるケアラー支援の取組状況について」、資料⑤「国の動向について」の5つとなりますが、資料に不足等はないでしょうか。</p> <p>その他、本会議は公開となり、議事録と資料は、後日ホームページで公表する予定ですので、ご了承願います。</p> <p>次に、会議の開会に当たりまして、保健福祉部福祉局長の板垣からご挨拶を予定しておりましたが、用務の都合により急遽欠席することとなりましたので、保健福祉部高齢者保健福祉課長の菊谷から挨拶を申し上げます。</p>
事務局 (菊谷課長)	<p>本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様方には、日頃より、北海道における保健福祉行政に御理解と御協力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。</p> <p>道では、家族や身近な方の日常的な介護、看護、援助などを担うケアラーの方々、安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、令和3年度から、本日の協議会の前身であり、多くの委員の皆様方にも御協力をいただきました有識者会議を設置し、専門的な知見や幅広い観点による御意見をいただきながら、ケアラー支援条例の制定やケアラー支援推進計画の策定などを進めてきたところでございます。</p> <p>当協議会は、今年度からの推進計画の開始に併せまして、ケアラー支援に関する取組の推進管理を主な目的に加え、昨年度までの有識者会議から発展的に移行し、開催するものであります。</p> <p>議題としましては、計画開始後間もないですが、推進計画に基づく今年度の上半期の取組状況や今後の予定を中心に報告させていただき、新たに就任いただいた委員の皆様もおられますことから、これまでの検討経緯や取組なども説明させていただきます。</p> <p>本日は、委員の皆様からの忌憚のない御意見をいただきまして、今後の取組の参考とさせていただき、条例の目的に掲げる「ケアラーとその御家族が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現」を目指しまして、取組を推進してまいりますので、宜しく願いいたします。</p> <p>簡単ではございますが、開催に当たりまして、私からの挨拶とさせていただきます。</p>

<p>事務局 (隈部係長)</p>	<p>次に、本協議会につきましては、北海道ケアラー支援推進協議会開催要領第4条第2項により協議会に座長を置き、保健福祉部長が指名することとしておりますが、座長につきましては、一般社団法人日本ケアラー連盟理事の中村様をご指名させていただき、先日、ご承諾をいただいたところでございますので、ご報告させていただきます。</p> <p>それでは、ここから中村座長に会議の進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。</p>
<p>中村座長</p>	<p>中村でございます。どうぞよろしくお願いたします。僭越ですが、昨年度に引き続き座長を務めさせていただきますので、どうか御協力いただきますようよろしくお願いたします。</p> <p>全国的なケアラー支援の動きにつきましては、現在6道県、13市町で条例が施行されておりまして、北海道においてもケアラー支援条例が昨年から施行され、今年度からは北海道ケアラー支援推進計画が策定されて、令和7年度までの具体的な取組が進められることとなっております。</p> <p>またヤングケアラーに関しては、児童福祉法の改正に伴いまして、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の充実として、令和7年度までに全ての妊産婦・子育て世帯に子どもの包括的な相談支援を行う家庭センターが設置されることとなり、新たな事業として、子育て世帯訪問支援事業も新設されて、支援を要するヤングケアラーもその事業の対象となりました。</p> <p>本日はケアラー・ヤングケアラーについての国の動きや北海道における具体的な取組や11月のケアラー支援推進月間について、委員の皆様と確認をしていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願したいと思います。</p> <p>それでは本日の議事に入りたいと思っております。報告事項として5つ、(1)北海道におけるケアラー支援の取組について、(2)ケアラー支援の取組状況について、(3)ヤングケアラー支援の取組状況について、(4)市町村におけるケアラー支援の取組状況について、(5)国の動向について、それぞれ事務局からの報告いただいた後、皆様から御意見を頂戴したいと考えておりますので、御発言がございましたら、挙手を、zoomでご参加の委員につきましては挙手のリアクションをいただければと思っております。</p> <p>それではまず、(1)北海道におけるケアラー支援の取組について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (菊谷課長)</p>	<p>北海道高齢者保健福祉課の菊谷でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>私の方からは、ケアラー支援に関する道のこれまでの検討経緯や条例の制定、推進計画の策定などの取組について、簡単ではありますが説明させていただきます。</p> <p>それでは、資料1をご覧ください。1つ目の「検討経緯」についてであります。全国平均以上に少子高齢化や核家族化が進展する本道では、一人の介護者にかかる負担の増大が見込まれることなどを背景に、道として、ケアラー支援の取組が必要との判断に至りました。令和3年2月には、ヤングケアラーに関する国の動向も踏まえ、道の関係部局で構成する庁内の検討会議を設置し検討を開始、同年6月には、関係部局を拡大し、</p>

	<p>推進連携会議として発展的に移行しました。さらに、令和3年5月には、幅広い観点から専門的なご意見を伺う目的で、皆様方にも御協力いただきました有識者会議を設置し、協議を開始しました。また、ケアラー支援を直接に規定した法令等が無いことから、道におけるケアラー支援の施策の方向性を定めていくに当たっては、道内の実態把握が必要と判断いたしまして、令和3年7月に実態調査を実施したところであります。</p> <p>次に、2つ目の「条例の制定・施行」についてですが、実態調査の結果、ケアラーに関する認知度が十分でないことやケアラーが求める支援などが明らかとなり、議会での議論や有識者会議での協議を通じて、道民が一体となってケアラーを支える地域づくりを推進していくため、令和4年3月に条例を制定し、同年4月の施行に至りました。</p> <p>道の条例の目的としましては、ケアラーとご家族を一体的に考え、孤立防止や健康な生活、特にヤングケアラーを意識した、夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現を目指す姿としております。その下にあります表は、実態調査の結果から見えた主な課題とそれに対応する基本的施策の3つの柱となっております。</p> <p>また、別添1として、条例の概要を添付しておりますが、時間の都合もあり、説明は省略させていただきます。</p> <p>次に3つ目の「推進計画の策定・開始」についてですが、条例の規定に基づく推進計画として、令和5年3月に策定し、4月から開始しており、計画期間は令和7年度までの3年間となっております。</p> <p>条例及び推進計画に基づく3つの基本的施策として、下の表にありますとおり、普及啓発の促進、早期発見及び相談の場の確保、そして、ケアラーを支援するための地域づくりに関する施策を推進し、これら取組の実施状況について定期的に確認・分析を行うための客観的な指標として、具体的取組に対応した、認知度や相談支援体制などの11項目の数値目標を設定しております。また、こちらも説明を省略させていただきますが、別添2として、計画の概要を添付しておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。</p> <p>最後に4の関連事業についてであります。別添3として、令和5年度における取組事業を添付しております。事業内容としては、啓発に関する各取組やケアラー・ヤングケアラー支援に携わる方々への研修、市町村へのアドバイザー派遣など、3つの基本的施策に基づき、取組を実施しているところです。</p> <p>私からの報告事項は以上になりますが、この後の報告事項で、それぞれの担当課より、今年度の取組状況や予定など、詳細について説明させていただきますので、宜しくお願いいたします。</p>
中村座長	<p>それでは菊谷課長のほうから資料1に基づきまして「北海道におけるケアラー支援の取組」として、これまでの経緯、そして条例、推進計画、具体的な関連事業というご報告がございましたが、御質問・御意見等ございませんでしょうか。</p>
増田委員	<p>皆様初めまして。北海道難病連の増田でございます。</p> <p>今回から難病の患者・家族団体として構成員に加えていただきありがとうございます。</p>

	<p>難病患者・家族団体として、ケアラーの実態について1点だけ発言させていただきます。難病患者をケアしているケアラーの現状を語る上で、難病の特性を正しく理解しておく必要があると私は思います。難病の多くは痛みや倦怠感など、主な症状は外見からは見えづらいこと、そして進行性の症状で大きな周期で良くなったり悪くなったりすることを繰り返しております。</p> <p>これらの難病の特性や年齢などで障害手帳、介護保険に該当せず、公的なサービスに結びつかないケースがたくさんあります。</p> <p>このため、家庭内介護をせざるを得ないという声も多く聞こえます。サービスを利用する方法が見込めない場合もありますが、そもそもサービスを受けることができないという話も聞こえています。その場合、社会から孤立してしまい、家族が全てを抱え込んでしまい、お互いに身体的にも精神的に疲弊しきってしまうケースが見られます。</p> <p>私はこの現状を解決するためには、社会の仕組みを変える必要があることを強く感じているとともに、支援を必要とする方を関係機関が連携して把握して支えていくことが求められていると思います。</p> <p>本日の家族介護の取組を私どもの団体の中でも共有しまして、発信していきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。</p>
中村座長	<p>ありがとうございました。今回から難病連さんに入っていて、難病の特性と理解、そして社会全体でそれを理解して取り組んでいくということは大変必要なことだと思いますし、今年度開催されます11月のシンポジウムにおいても、多様なケアラーについての理解をどうしていくか、というところでしっかりやっつけていかなければならないことだと思いますので、御意見として受けさせていただきたいと思っております。</p> <p>それでは(2)ケアラー支援の取組状況について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局 (北山主幹)	<p>高齢者保健福祉課主幹の北山と申します。私からは資料2に基づき説明させていただきます。1ページをご覧ください。1の「令和5年度上半期の取組」についてですが、(1)のケアラー支援推進計画の周知としまして、①の周知方法・周知先ですが、計画の冊子について、計画を開始した本年4月に各市町村の福祉部局や教育委員会を始め、地域包括支援センター等の相談支援機関や社会福祉協議会、高齢者・障がい者・児童等の関係団体及び国・都府県・道庁内の関係部局あてに送付し周知したほか、計画の電子データを道のホームページにも掲載し、併せて周知しております。</p> <p>②の市町村向け説明会ですが、ケアラーにとって身近な相談先である市町村における役割が重要でありますことから、令和5年5月から6月にかけて、全市町村を対象にケアラー支援の必要性や道が進める取組に関する理解、市町村における支援体制構築に関する説明会を14振興局毎に開催しました。</p> <p>次に、(2)の普及啓発関係としまして、①のシンボルマークの作成ですが、図にありますとおり「支える人を、ひとりにしない。」というメッセージを効果的に伝えるためシンボルマークを作成しました。このあと説明します周知カードや啓発動画等各種広報媒体に掲載し広く周知を図ります。</p>

②の周知カードの作成ですが、11月のケアラー支援推進月間に併せまして、ケアラーとはどんな方々なのかという説明や相談先などを掲載した道ホームページのポータルサイトのQRコードを掲載した名刺サイズのカードを作成しました。今日はお手元にも現物をお配りしておりますので、参考までにお持ち帰りいただければと思います。なお、送付先については、市町村や相談支援機関、関係団体等のほか、道と包括連携協定を結ぶ企業にも協力いただき、道内のコンビニエンスストアへ10月に順次配布し、10月末から11月上旬にかけて店頭配置されます。

次に2ページをご覧ください。(3)の研修・アドバイザー派遣事業関係としまして、①のケアラー支援関係機関職員等研修ですが、こちらの事業は北海道社会福祉協議会様に委託して今年度も実施しております。なお、今年度については、ヤングケアラー支援従事者研修と合同開催として、全道14振興局で開催しております。

受講対象は、資料にありますとおり、高齢障がい等、各分野の市町村や相談支援機関のほかに、幅広く、ケアラーやヤングケアラー支援に携わる関係者の方々を対象としております。開催時期は、7月から来年2月の期間で随時行いまして、内容としては、業務の空いた時間でも受講しやすいようオンデマンドによる基礎研修と、14振興局エリア毎に集合形式で行う応用研修の2段階で開催しています。

また、研修の修了者を「ケアラーサポーター」として認定証を交付し、応用研修までの修了者にはシンボルマークを活用したピンバッジも交付しております。

なお、研修の開催地やケアラーサポーターの目的や役割、ピンバッジのイメージはその下に掲載しておりますが、ケアラーサポーターは、ケアラーの理解者として、日頃の業務や活動を通じて、地域で活躍していただくことを期待し定めたところです。

実績としましては、まだ開催して間もないですが、9月末現在では4箇所で開催し165名の方々が受講されております。

次に、②のアドバイザー派遣事業ですが、ケアラーを支援するための地域づくりを推進するために、市町村における支援体制の構築に向けた助言や研修講師、協議会への参加等を行うアドバイザーを派遣する事業を北海道社会福祉協議会様に委託して実施しています。

6月から開始しており、内容としましては、道内各地域の専門職団体や民生委員・児童委員協議会、町内会主催の研修での講師、市町村の地域ケア会議での助言者などの派遣を実施しております。実績は、9月末現在で28箇所への派遣となっております。

③の地域アドバイザー養成研修ですが、ケアラーを支援するための地域づくりは、当事者にとってより身近な圏域で行われることが望ましいため、地域内においてもケアラー支援の知識と経験を有する人材の養成を目指し、数値目標でもあります、道内21圏域全てにおいて、市町村や関係団体等が行う取組への助言等を行う「地域のアドバイザー」を養成するための研修を道社協様に委託しています。

	<p>こちらは7月に研修を開催済で、修了者を地域アドバイザーとして登録することとしております。今年度の修了者は96名であり、圏域別で見ますと15圏域で養成済となっております。</p> <p>次に3ページをご覧ください。先ほども座長の方からご説明がありましたが、令和5年度下半期の取組予定についてでございます。まずは、(1)ケアラー支援推進月間における取組についてですが、①として、ケアラー支援推進シンポジウムの開催です。</p> <p>令和5年11月16日に「多様なケアラーへの理解と支援」をテーマにシンポジウムを開催しまして、出演いただく方々は、日本ケアラー連盟理事でイラストレーターの大塚様、高次脳機能障害家族支援者としての体験について基調講演をいただくほか、当協議会の委員でもあります認知症家族の会の西村事務局長様、そして医療的ケア児や障がいや病気を持つきょうだいに係るケアラーを支援する関係者とのパネルディスカッションを、昨年と同様に札幌会場と配信のハイブリット形式で開催いたします。</p> <p>なお、プログラムなどは、次にチラシを添付しておりますのでご参照ください。</p> <p>続いて、②の各種媒体を活用した広報啓発についてでございます。こちらは道と包括連携協定を締結している企業からの協力により、道内コンビニエンスストアやスーパー等に上半期の取組でも説明しました周知用カードの配置や既存のリーフレットやポスターの掲示を依頼します。</p> <p>また、メディアと連携した報道番組等での周知や、Instagramを活用した動画による周知など、下の表にまとめましたとおり幅広い年齢層を意識した啓発の実施を予定しています。また、テレビの関係では、本日資料では間に合いませんでしたが、STVさんの他にNHKさんにおいても、ケアラーの取組について報道番組でお時間をいただいで報じていただける予定でございます。</p> <p>次に、(2)の啓発動画の作成・配信についてですが、推進月間における啓発に合わせて、ケアラーに関する知識のほか、ケアラー支援の取組の背景や具体的な支援の視点などが広く理解していただけるよう、啓発動画を作成しました。約20分間の動画で、いつでも視聴できるように道のホームページに掲載し、市町村や地域包括支援センター等の相談支援機関、教育機関、医療機関、事業者など幅広く周知を行い、市町村等にはDVDを配布いたしまして、研修等でも活用いただけるよう周知する予定でございます。</p> <p>以上、ケアラー支援に関する今年度の取組状況を報告させていただきました。</p> <p>なお、シンポジウムにつきましては、まだ募集期間中ですので、職場等に帰られましたら、ご参加について、委員の皆様から周知いただければありがたいと考えております。ケアラー支援についての取組については以上です。</p>
中村座長	<p>ありがとうございました。ただ今、ケアラー支援についての取組ということで、上半期と下半期の取組について報告がございました。</p>

	<p>この中で、研修・アドバイザー派遣事業につきましては、私の所属しております北海道社会福祉協議会の方で受託をしておりますので、状況について補足をさせていただきます。</p> <p>資料2の2ページ目のところでございますが、ケアラー支援に携わる人材育成事業につきましては、昨年から全道14振興局単位で研修を実施させていただいております。今年度からは距離的な問題や仕事等の時間の問題で日中に集合研修の受講が難しい等の御意見をいただきましたので、オンラインによる基礎研修だけでもまずは受けていただきたいということで、オンラインのみの基礎研修と、実習を中心とした集合形式の応用研修の二階建てとして開催させていただきました。</p> <p>この研修につきましては、参加者もかなり広がりを見せてきておりまして、去年は行政、福祉関係、そして若干児童の方々も含めてという状況でしたが、今年度につきましては、行政、福祉、教育分野に加えまして、医療、保健関係者、PSW、MSWの専門職の方、学校でも養護教諭の先生方、少年鑑別所、ハローワークの方などかなり幅広い分野の方がケアラー・ヤングケアラーの分野に関わるということで、一緒に支えていきたいということで参加されております。また、企業においてもビジネスケアラーの問題があるということで、関心を持たれて参加されているというところがあります。</p> <p>次は地域づくりをとおしたケアラー支援についてでございますが、各市町村におけるケアラー支援体制を構築するために、希望する市町村等に対してアドバイザーの派遣をさせていただいております。</p> <p>今年度のアドバイザーの養成について、昨年度と重複している方を除き、実数としてしっかり登録させていただいた人数としては、現在は83名の方の養成が修了しており、この方々に派遣を依頼しております。本日委員で参加いただいている加藤（高）委員や大島委員にも御協力をいただいているところでございます。</p> <p>具体的な内容としては、やはりケアラー・ヤングケアラーに関する講演会・研修会が中心となりますが、それ以外に、自治体としてケアラー・ヤングケアラー支援に取り組むための庁内連携の作り方や、ケア会議への出席、実態調査の調査票づくり、また、来年以降に条例を作るという自治体さんも数カ所あり、条例づくりについてどう進めていったら良いかという相談にも対応しているところでございます。</p> <p>私の補足は以上ですが、今回の上半期、下半期のケアラー支援の取組につきまして、委員の皆様から御質問・御意見がございましたら挙手をいただきたいと思います。</p>
西村委員	<p>後で説明があるかもしれませんが、アドバイザーなどの研修ですが、逆に相談したい子どもたちだとか、そういう方の目には触れているのでしょうか。</p>
事務局 (山谷課長)	<p>子どもへの支援はこの後説明しますが、子どもの相談窓口ということでしょうか。子どもへの専門相談窓口については、加藤（高）委員にお願いしております、「北海道ヤングケアラー相談サポートセンター」を開設していたりですか、道におけるLINEでの相談窓口などで対応しております。</p>
西村委員	<p>現実的に、子どもたちの目に触れていて、相談件数が増えてきているという傾向にあるのでしょうか。</p>

事務局 (山谷課長)	子どもたちに対しては、昨年度、小・中・高校生向けにカードを全員に配りまして周知をしているところですが、件数につきましては、この後説明させていただきますが、正直まだあまり多くはないという状況になっております。
西村委員	やはり相談する側の敷居を低くしなければ効果的な取組とはならないと思うので、こちらの方の周知も合わせてやっていただきたいなと思います。
中村座長	<p>大変重要なことだと思います。</p> <p>今回の部分で私どもの研修で、北海道民生委員児童委員連盟さんからも個別に依頼を受けまして、実際に地域の中のケアラーさん、ヤングケアラーさんに関わる方々、特に子どもに対しては児童委員さんのうち、新人の方ではなく、一定程度の期間、地域での相談役になられている方を対象とした14地区での民生委員・児童委員への専門研修に、これらの事業の中身を含めていただいて、受講していただいているという状況でございますので、民生委員・児童委員さんから役場の方に相談があったり、地域包括支援センターなどの相談支援事業所等につながってきているのではないかと思います。実数などは把握しておりませんが、そういう取組も進めているところでございます。</p>
加藤(鮎)委員	<p>今の質問に関わってのことなのですが、私はこのケアラー支援関係機関職員等研修の民生委員・児童委員に対しての専門研修ということで、ヤングケアラーの講義をさせていただいたところです。その研修を受けられた民生委員・児童委員の方に知り合いがいましたので、感想を尋ねてみたところ、「ヤングケアラーについては、今まであまりよくわかっていなかった部分を理解できたけれど、実際に「この子はヤングケアラーかな?」と思ったときに、どこにつないだら良いのだろうというところがわからないし、この部分が課題だよ」というお話がありましたので、今、相談機関などを広めつつあるところだと思いますが、実態としてはまだ相談機関がわからないという声がありますので、そこの周知が必要だと思います。</p> <p>また、西村委員からもお話がありました、ヤングケアラーと思われるお子さんたちは、自分の家のことは話したくないというケアラーの特徴もございますので、そこをいかに相談ができる状況にするかというところが一番の課題と言えることだと思います。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございました。大変重要な視点だと思います。</p> <p>それでは今話題にも出てきましたが、(3)ヤングケアラー支援の取組状況について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局 (山谷課長)	<p>子ども家庭支援課の山谷と申します。ヤングケアラー支援の関係を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>資料3に基づきまして、ヤングケアラー支援の取組状況について説明させていただきます。</p> <p>まず1 令和5年度の上半期の取組状況についてでございますが、(1)のヤングケアラー専門相談窓口は、江別市にあります「北海道ヤングケアラー相談サポートセンター」で、加藤(高)委員にお願いをしている事業で、ここが子どもとご家族等の専門相談窓口となっているところでございまして、上半期、8月までの相談実績は、来所、電話、ホームページでの問い合わせフォームを含めて20件となっております。</p>

(2) はヤングケアラーコーディネーターの状況というところですが、先ほど相談窓口はどこかという御質問がありましたが、このヤングケアラーコーディネーターも相談窓口の一つになっておりまして、児童養護施設などを中心に、児童相談所の圏域と同じ道内8圏域に配置しており、相談対応等を行っております。こちらも8月末までの対応実績となりますが、93件となっております。

続いて2ページ目をご覧ください。(3) ヤングケアラーに関する子どもからの意見聴取ですが、昨年度の有識者会議で、直接子どもの意見を踏まえて取り組みを行うよう御意見をいただきまして、今年度、ヤングケアラーへの理解を深めることを目的に、児童生徒向けの電子ハンドブックを作成することとしており、この作成に当たっては中高生の意見を取り入れた内容にするために、8月1日に現役の中高生を集めてオンラインのワークショップを開催しております。

中高生から出された主な意見については、②の囲みのところにありますが、例えば、ヤングケアラー支援のボランティア団体を立ち上げて、料理や買い物などをサポートして負担軽減を図る、弁当の宅配サービスを提供するといった直接的な家事支援や経済的支援に関する事、あるいは、ボランティアで勉強を教える場を充実させるといった、ヤングケアラー本人の学業との両立支援に関する事、また、ヤングケアラーが学校に行っている時間に、家族へのサポートが提供される制度づくりといった、ケアを受けている家族の方への直接的な支援に関する事、授業などでヤングケアラーについて知るといったケアラーへの理解促進や普及啓発に関する事、また、疲れている様子の子を見かけたら話しかけて話しに耳を傾けるようにしたい、署名活動を行ってヤングケアラーに関する授業がされるように活動する、といった子ども独自で行う支援や雰囲気作りに関する事などのアイデアが出されております。

なお、その他の意見につきましては、別紙としまして5ページ目の後ろに添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

また、先ほどもご説明しましたが、昨年度が作成して全道の小中高生に配布いたしました、ヤングケアラー相談窓口周知用カードについてもワークショップ参加者にアンケート調査を実施しております。

アンケート調査の結果につきましては、3ページ目からになりますが、「問1カードを受け取ったか」については、6割以上の子どもが受け取ったことを覚えているという回答でありました。

問2「現在もそのカードを持っているか」という質問には、持っていると回答した子どもは約14%しかおられません、8割以上が持っていない、あるいはどこにあるかわからない、という回答でございました。

次に問3でカードのデザインについて聞いておりますが、約8割がわかりやすかったと回答していただいております、2割弱は「どちらともいえない」という回答になっております。

問4は問3で「どちらともいえない」と回答した子どもにわかりにくいと感じた点について聞いたところ、複数回答で「表のデザインがわかりにくい」が約半数、「文字が

	<p>少ない」「大きい」「情報量が多い」が4分の1となっています。</p> <p>問6ではカードを活用してもらうための工夫について聞いておりますが、こちらも複数回答で、「必要なときに手に取れるような場所に置く」「ホームページへの掲載やSNSへの投稿による情報発信」「全ての小中高生に配布する」といった意見が7割を超えております。</p> <p>問8はカードをどこに置いてあると知ってもらえるかという質問では、複数回答で、学校が最も多くて100%、次に塾が多くて約6割、その次にコンビニ・スーパー、これと並んで医療機関も同数で約5割となっております。</p> <p>最後に問9はもしカードを作り直す際にどのようなデザイン・内容にしたら良いかという質問をしておりまして、これは自由記載になっておりますが、「ヤングケアラーという言葉をもっと大きくしてもらいたい」「もっとわかりやすくした方がよい」「マスコットができればよい」「ポップな感じにした方がいい」「イラストや漫画みたいなアニメのキャラクターのようなものがいい」といった意見が出されておりました。</p> <p>次に、(4) 教育庁の連携ですが、教育庁主催のヤングケアラー支援に係る連絡協議会が4ブロックで開催されておりまして、そこに当課の職員がzoomで参加をしており、道における取組の説明をしたほか、各地域の実状や支援体制の構築に向けた方向性の検討などを行っております。</p> <p>最後に、2 令和5年度下半期の取組についてですが、(1) は、先ほどワークショップ開催のお話をさせていただきましたが、中高生の意見を取り入れた児童生徒向けの電子ハンドブックを作成し周知することとしておりまして、作成次第、教育庁とも連携して、各学校への周知を行うほか、来年度以降、学校の授業などでこの電子ハンドブックを活用していただくことについてもお願いをしていく予定としております。</p> <p>また、中高生の意見にもありましたが、ホームページのほか、SNSでも発信を行う予定としております。</p> <p>(2) が昨年度配布しました、ヤングケアラー相談窓口周知用カードですが、先ほどの中高生の意見を取り入れ、今年度リニューアルする予定でございます。</p> <p>最後、(3) ヤングケアラーカフェの開催ですが、こちらはヤングケアラーが気軽に訪れて話ができるように、ファーストフード店で飲食をしながら悩みや経験を共有できる交流の場を開催するといった取組で、10月21日の土曜日に開催する予定で準備を進めていましたが、参加者が集まらず、中止となっております。</p> <p>今後については、どのような方法で行うのが良いのかということを検討して対応してまいりたいと思います。</p> <p>先ほど皆様の御意見にもありましており、やはりヤングケアラー自体がまだ知られていないですとか、相談窓口自体、まだ知られていないということがありますので、まず普及啓発や、子ども自身にも知ってもらうという取組を中心に進めていきたいと考えております。以上です。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございました。ただ今事務局から報告がありましたが、北海道ヤングケアラー相談サポートセンターと、渡島檜山管内のヤングケアラーコーディネーター</p>

	<p>については、今日ご出席いただいている加藤（高）委員が事業を受託されています。そして、先ほど相談窓口として道内8地区にあるヤングケアラーコーディネーターについてもご報告がありましたが、その具体的な活動についてイメージがつきづらいというところもあると思いますので、活動についての補足と、最後にご報告のありました、苫小牧でのヤングケアラーカフェについては、参加者の問題があって、一朝一夕にはすぐできないとは思いますが、そのあたりも含めてご発言いただければと思います。</p>
<p>加藤（高）委員</p>	<p>加藤です。いつもお世話になっております。</p> <p>センターを立ち上げて、昨年の6月からスタートをしておりますが、取組が広がっていくのは、じっくり時間をかけて行うべきだと僕は思っているのですが、あまり慌ててはいないのですが、昨年は一応、トータルで60件弱くらいは相談がありました。</p> <p>電話の相談が一番多く、2番目はホームページに相談フォームがあり、アドレスなどを書かなくても、書きたいことを書いて送ることができるものですが、そこから相談をいただいたりしています。</p> <p>道内だけでなく、道外からも沢山相談をいただいています。奈良県や山口県など、病院の先生が、自分の患者さんでお母さんを連れてくる娘がいて、これからどのように支援を進めていったらいいかという相談や、学校の先生から、これから学年主任に相談するが、自分のクラスにヤングケアラーがいるというような相談も来ています。</p> <p>また、意外と知られていないのですが、ヤングケアラーコーディネーターということで、道内8か所で、主に児童家庭センターさんが担っていますが、ご縁がありまして、私は渡島檜山を担当させていただいています。</p> <p>コーディネーターの役割は、大きく分けると、「各関係機関との連携」「支援」あとは「広報」の3つになります。</p> <p>連携は、僕の所管は渡島檜山なので、管内の市町村さんと定期的に zoom でやりとりをして、どのような取組をしているか、相談が来ているか等を定期的に話しています。その中で、市町村が広報をしていなければ、一緒にやりましょうよとお話させていただいたり、学校についても、こちらからお声がけをして、オンラインでつながって現在の状況と話していますが、実際、皆様おっしゃるとおり、ヤングケアラーの普及啓発はまだ時間がかかることなので、学校の先生も、「聞いたことはあるけど知らなかった」という方々も多いので、とにかく少しずつ広めていきたいと思います。学校は数年で1回人事異動で校長先生、教頭先生、担任の先生が替わりますので、定期的に顔合わせをして、何か学校でそういうことがあったら、我々の福祉に関するセンターの方に相談してね、コーディネーターさんに相談してねと、顔の見える関係づくりを大事にしています。</p> <p>あとは、支援の方では、ちょこちょこあるのは要対協ですね。この後函館に行くことになっていますが、ヤングケアラーの支援でちょっとお困りのケースについて、市から「一緒に訪問に行ってほしい」という依頼に対するご支援をさせていただいたり、ケア会議やケース会議等に参加して助言をさせていただいたりということで、なかなか市町村の方々もヤングケアラーの相談があっても、どう動いてどう支援していったらいいか</p>

	<p>わからないという方々が多いので、行政の方々と一緒に考えてやっていこうということで動いて支援をしています。</p> <p>また広報は、昨年度も何件もあり、結構増えてきているのは、中学校や高校の先生から、学校の中で研修会をやるから話に来てくれということで、道南の中学校や高校に向向いて、学校の先生や生徒さんに向けて発信をするという取組を進めております。</p> <p>実際に昨年度あったのは、新しい形とっては何ですが、小学校の同じクラスの子でヤングケアラーがいて、休み時間はずっと寝ていて、給食も、何日食べていないのだろうというくらい沢山食べているという友達がいる、話を聞いたら、小学校4年生なのに、寝るのが夜の2時とか3時に寝ていると。そういう話を聞いたその子のお父さんが、どこかのヤングケアラーの研修会に出て、札幌市の窓口やうちのセンターに連絡をしていくというケースがあり、たどっていくとそういう繋がりもあるのだなということがありました。</p> <p>コーディネーターはうちを除いた7か所とオンラインで繋がっていて、「北見ではどうしている?」「空知ではどうやっている?」というように、上半期も連携を取りながら進行状況を確認して、取組を広めていきたいと思いますというふうにやっています。以上です。</p>
中村座長	<p>ヤングケアラーコーディネーターの方々については、私どもでやっている関係職員研修の中でも14振興局単位でファシリテーターとして入っていただいて、その中で地元の関係者の方々と顔見知りの関係になるという形でやっております。</p> <p>加藤さん、最後のカフェのお話で、ファーストフードにヒントか何かあればお話いただきたいのですが。</p>
加藤(高)委員	<p>はい。これはまた下半期に色々やっていくのですが、私たちが元々センターを受託する前からえべつケアラズでやっていたのですが、マクドナルドを子どもたちの居場所にしたりだとか、モスバーガーだとか、ある社会資源を使ってやっていこうと。大体あちこちでは、〇〇会館だとか自分たちで借りて、大人たちがしつらえをして、子どもたちを迎えるというのを当たり前な感じでやっていたのですが、僕らとしては、子どもたちが集まりやすい部分として、ファーストフード店がいいのではないかとということで、定期的にやっておりました。江別でも1回やったら10人から20人くらい集まったりしているのですが、今年度に関しては、その取組を広めていこうということで、今回は苫小牧市が条例を作ろうと頑張っているということと、学校との連携もそれなりに取れていたのをやることになったのですが、広報啓発の期間が正味10日間くらいしかなかったため、学校の中にポスターを貼ってもらい、チラシを配ってもらって、ホームルームでそれぞれ先生からヤングケアラーの話をしてもらった上で配っていただきました。</p> <p>先ほどのカードの件でもあったのですが、子どもから、ただカードを配られた、チラシを渡されたというリアルな声も聞くので、ただ子どもたちに配っても効果はないと思うので、配るときに、ヤングケアラーの話を先生から少し話してもらおうとか、広報啓発には教育庁さんも御協力いただきたいなど。カードを配っていただくときに、ヤングケ</p>

	<p>アラーとはなんぞやと、簡単でいいので配る意味だとか、何かあったら、近くに信頼できる大人がいたら相談してみたらなど、そういうのも含めて、お話いただけたらと。</p> <p>今回苫小牧の学校さんは3つの高校にお声がけしてやりましたが、土曜日の午前中という限定した1日しか今回開かなかったの、お問い合わせ等は何件かあったのですが、なかなか直接来たいというのはなかったです。</p> <p>ですが、大事なのは、場所を設定して、常にやっていくということなので、今後、恵庭市と小樽市の方に広げていきながら、下半期は各地でやっていきたいなということと、民間企業もかなりバックアップしてくれていまして、今回も何度となくマクドナルドさんとやりとりをさせていただいて、マクドナルドさんも社会貢献の一つとして何かできればということでお話いただいていますので、下半期もこうした形で展開していけたらと思っています。以上です。</p>
中村座長	<p>ありがとうございます。ヤングケアラー支援の取組状況について、山谷課長と加藤(高)委員からご報告がありましたが、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。</p>
小倉委員	<p>連合北海道の小倉でございます。意見が2つございます。</p> <p>一つは、今回、ヤングケアラーのワークショップの時のアンケート結果がありますが、全部で15人のうちの11件とか7件とかということで、N数があまりにも少なく、しかもみんなで見てどうかというよりも、記憶をたどってというか、過去に配られたものがどうでしたかという質問なので、せっかく作っていただいています、統計的なものとしてこれを活用するのは難しいのではないかと思います。</p> <p>この辺りの御意見は、今後の作成のベースにはなるのかもしれませんが、あまりにも少ない御意見なので、ご配慮いただきたいと思います。</p> <p>もう一点は、下期の取組ということで、児童生徒向けの電子ハンドブック等を作って授業等でも、というご報告がありました。お願いしたいのは、ヤングケアラーの子どもたちは、信頼できない周りにはあまり知られたくない、隠したい、という気持ちがあるということが様々な現場からお声が挙がっておりました。だからこそ、信頼できる大人がそっと手を差し伸べる、それから本人の意向に沿って伴走するということだと思うので、ヤングケアラー狩りが始まるようなことは絶対にないように配慮いただきたい。このヤングケアラーのことを、みんなが知る、理解することはいいですが、「誰々ちゃんはヤングケアラーだ」ということになることは、そのお子さんが望んでいることではないことが多いので、是非そこが前のめりにならないように、最大の配慮をお願いしたいと思います。以上でございます。</p>
事務局 (山谷課長)	<p>ありがとうございます。まず1点目のアンケートはおっしゃるとおりで、母数がすごく少ないということがございます。今回は昨年度作ったカードのデザインを見ていただくというのがメインであって、それと併せて、実際に昨年度のカードについて知っていますかという問いもさせていただいたのですが、確かに本当はもっと多くの方から御意見を聞いていかないと、統計的に本当に良いかどうかという問題もあると思いますので、今後また何かやるときには、もっと母数を増やしたり、色々な場面で伺ったりなど</p>

	<p>して改善していきたいと思います。</p> <p>もう1点のハンドブックの関係ですが、確かにヤングケアラーという言葉が一人歩きしてしまって、負のイメージをもたれてしまうというのが我々も一番懸念しているところなので、実際、アンケートを採る中でも、「家族のお世話を楽しい」という前向きな意見も実はかなり多く出ておりました、一方で確かにそれが過度になって実際につらい思いをしている子もいると思いますし、我々もヤングケアラー探しというよりも、やはり実際にそういう子がいるのだということを理解してもらったり、決してそれはそういう子を見つけて何とかしなきゃということではなくて、そういう子に気づいて、基本的には接し方も普通に接していただくとか、そういうところはヤングケアラー自身も何かをしてほしいわけではない子は沢山おまして、ただただそういう事情があるということ普通に普段も接してほしいという意見もありますので、我々もハンドブックを作るにあたって、そのあたりを気をつけて作らなければと思っております。実際に作る際にも子どもの意見を聴いたということもありますが、そのほかにも、大阪公立大学の濱島先生にも御意見を聞いて作る形で進めていますので、小倉委員の懸念している状況がないようにやっていきたいと思っております。</p>
中村座長	<p>ありがとうございます。よろしいでしょうか。他の委員の皆様は何かございますでしょうか。</p>
澤田委員	<p>札幌医科大学の澤田です。ご報告ありがとうございます。取組が様々に広がっているということがよくわかりました。</p> <p>私からも2点、質問であり意見があります。1つはこちらのアンケートは、確かにNも少ないという状況ですが、直接支援のところでは学業との両立という点が挙げられていて、ボランティアでもいいから教えてほしいとか、オンラインでやってほしいという意見は本当にそうだと思います。</p> <p>私が大学に勤めていて思うのは、大学にもやはりヤングケアラーという方はいらっしゃるって、高校大学になると欠席すると留年や、続くと退学という状況になってきます。</p> <p>本人の病気であれば、特段の事由で補講という措置もあるのですが、家族の病気でもどうしても離れられない状況というのは特段の事由になかなかかなりにくいということがありますので、その辺について、学校側が、これだけ関心を持って研修を受けられているということですから、こうした特段の配慮についてどう考えられているかということと、やはり全体の仕組みとして、ヤングケアラーの方の欠席については、配慮されるという対象にならないのかということが、現場の教員をしている者として感じているところです。</p> <p>もう1点は支援についてですが、子どもが集う場というところや相談しやすい仕組みというのは、先ほどの小倉委員の「ヤングケアラー狩りにならないように」という意見を踏まえても、説明すべきところだと思うのですが、もう一つ親側への支援で、子どもが相談しにくいのは親が相談する気になっていないからだということがあると思うので、例えば親に関わる人がいたら、「自分のお子さんの子育てについてどう思っていますか」「お子さんについてどう考えていますか」「子育てについて相談できる方がいない</p>

	<p>のですか」というように、親側にまずアプローチをするという手段がないのかなと考えています。</p> <p>お子さんを大事に思っちゃって、どうしていいかわからないという親御さんであれば、親御さんがまず誰かに相談できれば、孤立の壁が和らぐのではないかとこのことがありますので、支援についてまず親御さんにしてあげられることがあればお聞きしたいのと、今後の取組の可能性としてはいかがかというところをお聞きしたいです。</p>
中村座長	<p>ありがとうございます。大変重要な視点だと思います。</p> <p>こちらについては私の方から振らせていただきたいのですが、今の親側の支援・子どもへのアプローチのところで、旭川市の方で色々な包括での取組が行われておりますので、大変恐縮ですが今井委員の方からご発言いただけないでしょうか。</p>
今井委員	<p>包括協の今井と申します。普段は旭川市の地域包括支援センターで業務しております。よろしくお願いたします。</p> <p>旭川市の方では、ヤングケアラーの相談窓口というものを正式に市の中に設けて、取組が始まりました。特段、旭川市の方では条例が制定されているわけではないですが、まずは相談窓口の設置というところから入って、ヤングケアラーというところを明確に打ち出しております。</p> <p>そこで、この窓口で相談が入った場合、一定程度、その世帯の生活状況が固まるまで臨時的にヘルパー派遣ができるという制度を市独自で設けて、その運用を開始しているところです。春先から大体5件ないし6件くらい相談は受けているということは聞いていて、分析はしていませんが、まだヘルパー派遣に繋がっているというケースはないと聞いています。このようにきちんと相談を受けて、きちんとした支援に繋がるという臨時的な部分で対応するという事業が始まったということが現状でありますので、私たちの包括支援センターで高齢者の方を訪問した時に、その世帯にヤングケアラーを含めたケアラーの方がいれば、そういった相談対応・連携をしていくというような体制にはなっているかなと思います。以上です。</p>
中村座長	<p>ありがとうございました。今の御意見・御質問を含めてとのことでしたが、山谷課長の方ではいかがでしょうか。</p>
事務局 (山谷課長)	<p>学校の部分については答えられない部分もありますが、学業との両立支援という意味では、確か江別ケアラーズの高藤（高）委員にも相談があったケースで、学習支援のボランティア団体を紹介したというケースもあったと伺っています。確かに、学校に行けないという問題があると思いますので、それを防ぐためには家族支援に繋がっていく話だと思います。通常の介護や障がいなどのサービスが使えるのであればそれを使うことになりまして、それが難しいケースについては、先ほどの国のヘルパーといいますが、訪問支援事業ということにもなってくるでしょうし、旭川市さんのやっているヘルパー派遣事業もそういった意味合いがあると思います。子どもを何とかするということと家族にその子がどんなケアをしているのかというところで、そこをきちんと公的な支援等で支えていく、その結果、学校に行けたりということがあると思いますので、家族全体を見て支援を考えていくということにはなると思っております。</p>

中村座長	<p>ここの部分について、スクールソーシャルワーカーの今西委員からも、もし何かありましたらご発言いただきたいのですが。</p>
今西委員	<p>今西です。色々と動きを拝見させていただいておりますが、澤田委員からもお話のあった学校という部分で、例えば保育所の乳幼児を中学生が迎えに行くというケースがあった場合、本日参加されている方々は、この子はヤングケアラーだと捉えますか？</p> <p>この子が部活をやっていない場合、ヤングケアラーだととるのかとらないのかということになったときに、どういう人たちがヤングケアラーで支援が必要なのかという所の見方が一人歩きしてしまうと、非常に難しい問題になるのかと思っています。</p> <p>今それが学校という場面になったときに、「何か困ったことがあるのかい？」だとか「何かあったら相談してね」というような体制ができればいいのですが、先ほどの例のような子がいたときに、そういう相談の場を学校が作れているのか、もしくは相談窓口を作って周知していれば OK なのか、というところの部分で、細かい部分ですが、そのような子が仮にいたときに、どのように繋げていき、繋がって、支えていけば良いのかとなると、いわゆる子育て支援環境をどうやって整えていくかというところに着目していかなければならないのかなという気が正直しています。</p> <p>この子への支援というように考えた時には、色々やっているのですが、場面、場面ではいいかと思いますが、家族支援となったときに、高齢者、障がいというところにピタッと当てはまらないような家庭の子どもが学校に行っているとなると、放課後、夕方、朝含めて子育て支援の隙間ができてい所に子どもが関わらなければならないとなると、学業に支障が出ているとか、部活ができないとかの問題ができるので、その辺りを少し手厚くしていかなければならないのかなと思っています。そうすると学校の活動に参加できるとか、友達と遊べるということができるといようなことも、単純ですけど増えてくるのかなと思ったりします。</p> <p>放課後色々な場面に参加するというのも作ったらいいのではないかという意見があっても、実は参加できないという子もいると思うので、子育て支援環境が整えばできるはずなのだけれど、それがうまくいかないというところでケアが発生してくるのではないかと思うので、今のケアの問題が取り上げられているところで、誰に話していいのか、というところで「気楽に話そう」という仕組みを作っていると思うのですが、いわゆる幼少期の時代から家庭環境がそういうものだとなっている時に、大きくなったときにそれが当たり前になっていけば、今生まれている子どもたちで、それが当たり前だと生活していれば、そこからまず着手をしていかなければ予防的支援にもならないのかと思いますので、幼少期の子育ての所に、必要な家庭にはサポートする、という手もひとつやっていると、教育の部分にも大きい貢献にはなるのかなという気はしているところです。</p> <p>これとは別に1点だけ確認したいところがあるのですが、ヤングケアラーコーディネーターの状況と書かれているところの93件とあるのは、照会について、こういったニーズ・対応があるのかというところはこれから出てくるものなのでしょうか。</p>

中村座長	ありがとうございます。資料3の(2)のヤングケアラーコーディネーターの中の対応実績93のところについて、いかがでしょうか。
事務局 (山谷課長)	ありがとうございます。現状は正直この対応件数の中には関係機関との連携がかなり多い状況となっております、中には具体的な相談やヤングケアラー相談サポートセンターに入った情報をコーディネーターにつなぐといったケースもありますが、どちらかというと先ほど報告にありました顔つなぎや市町村の取組を確認したりだとか学校と連携したりだとかのネットワークづくりがメインの中身になっているかと思います。
今西委員	具体的な対応の実数ではないというところですね。 この後また計画を進めていく中で、年度でまた件数を出していくことになると思いますが、その辺の詳細はどこまで教えていただけたら、知らされるという感じになりそうでしょうか。
事務局 (山谷課長)	年度のまとめをした段階で、中身の傾向についてはお話できるかと思います。
今西委員	わかりました。その辺りの状況がわかると、進め方がまた見えてくるのかなと思っております。 そして、別紙2と書いてあるケアラー支援推進計画の概要のところの、計画期間は令和8年となっていて4年間ということになるのですが合っているのでしょうか。
事務局 (北山主幹)	こちらは令和5年4月から令和8年3月までという表記の仕方で、年度で申しますと7年度までの3年間となっております。
今西委員	資料1のところでは、計画は令和7年度までの3年間となっていましたので、年度と年での表記の仕方の違いということですね。ありがとうございました。
中村座長	ありがとうございました。 今は年度の途中でありますので、年度末になりましたら、この相談件数の中身について資料提供いただければと思います。 時間も押している状況ですが、学校の部分と子育て支援の部分ということで、大島委員からも何か一言いただければと思いますが。
大島委員	今のヤングケアラーの話とは離れますが、皆さんのお話を聞いていると、ケアラー支援と考えた時に、ケアをしている人の犠牲の部分やマイナスの部分強調されてしまうと、先ほど言われていたような犯人捜しや不幸探しのようになってしまいます。一方では社会的な課題の中で、未来を奪われたり犠牲になったりということがあり、この辺りの複雑さがこの問題の根幹だと思います。 その時、私たちは何を目標せば良いのかというと、ケアを選択できるような社会にならなければならないと。自分たちが望んでケアをするような人もいていいし、それを支えていくようなところも必要だと思います。 私もケアマネージャーという仕事をしていますが、ケアをしているケアラーさんは、クライアントさんがより良い介護を受けてほしいとか、どういった介護をしたらもっと良くなるだろうとか、例えば、認知症のこの薬を飲ませた方が良いのか、控えた方がよいのかといった、ケア自体の悩みがあるわけです。

	<p>なので、より良いケアをするにはどうしたら良いかだとか、ケアの内容の相談も含めたケアラー支援になってくるのだと思います。</p> <p>それから、道の調査を読ませていただいた時に、ケアラーの方は情報を知りたいということが非常に多く出ていたと思いますので、資料4のところにも出てくるのだと思いますが、ケアラーに生かされた情報は今のような視点からも話されるべきだと思うのと、ケアの支援ではないですが、ショートステイや施設の空きの情報なども、彼らたちにとっては必要なものになってくると思うので、こうしたケアの部分もそうだし、ケアをしながら生きるという選択、考え方も含めた両輪で支えていかないと、悲壮感だらけの方向に行ってしまうので。ケアをすることで得られるものも大きいですし、家族が家族を介護することはやはりひとつの喜びも得られるところですから、この辺りを選択の中で決めていくような考え方ができればいいと思います。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございました。大変ポイントとなるところでしたので、少し時間を使わせていただきました。</p> <p>それでは（４）市町村におけるケアラー支援の取組状況について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局 (北山主幹)	<p>高齢者保健福祉課の北山です。時間も押しておりますので、少し省略した形で説明させていただきます。資料4の1ページ目でございますが、こちらが市町村における取組状況ということで、7月1日現在という、計画ができて間もない時期ではありますが、この時点で調査をさせていただきました。</p> <p>こちらは計画の数値項目にもあります、市町村さんで行っていただく4つの項目であります。相談支援体制、連携体制、交流拠点、社会資源の周知といった項目についての調査を行いました。</p> <p>次に2ページをご覧ください。こちらは全道の集計したものをレーダーチャートで表記させていただきました、昨年、計画を策定する際に調べました時点の状況を青色の点線として、今年度の状況をオレンジ色の実線で表記しておりますが、前年度と比較しますと、全体的に取組は進んでいる状況です。</p> <p>特に交流拠点の整備や社会資源の周知については、半数以上の市町村が取組を進めている状況でございます。</p> <p>また、相談支援体制の整備については、微増の状況ですが、この部分については次の3ページをご覧ください。こちらは項目の①として相談支援体制の構築推進ですが、ケアラー支援の新たな視点に立ち、個々の状況に応じた適切な相談支援を行う体制が必要であることから、相談支援体制の構築と窓口の明確化を全ての市町村で構築するという目標です。</p> <p>昨年に比べますとやや増加している状況ですが、まだ行えていないという市町村が多い状況です。右側のグラフは、参考までに圏域別の取組状況を記載しておりますが、圏域によっては分母が小さい箇所もありますので、数カ所行っているだけで、大幅に割合</p>

が高かったり、逆に少なかったりしますので、あくまでも参考としてお示ししております。

続いて4ページをご覧ください。こちらは、相談支援体制の整備状況ついての内訳としまして、相談支援と窓口の明確化のそれぞれの実施状況の割合です。相談支援だけを見ますと半数近くの市町村がケアラーの視点に立って行えているという回答をいただいておりますが、窓口の明確化だけだと少ない状況です。先ほどの目標の数値は両方とも行えている市町村は先ほどの26%程度ですが、それぞれで見るとこうした状況になっています。明確化は窓口の一本化ですとか、所属内で話し合っている途中だという回答がありまして、市町村さんにおいて模索されている最中という意見がありました。

続いて5ページをご覧ください。②の分野横断的な連携・協議体制の整備促進ですが、ケアラーへの支援に当たっては、複数の機関・部署が関わりながら情報や課題を共有する協議の場が必要であることから、連携・協議を行う協議の場を全ての市町村で設置するという目標です。

既存の協議の場も生かしながら行うという部分もございまして、令和4年から見ますと、予定ありも含めると50%強の市町村さんで取組を進められている状況です。

続いて6ページをご覧ください。③の交流拠点の整備促進ですが、地域全体がケアラー支援に関する理解を深め、支え合いの意識を醸成していくに当たっては、介護者サロンやカフェなどにおける相互交流が有効であることから、新設に限らず既存の資源を活用した交流拠点を全ての市町村で設置するという目標ですが、昨年度の42.5%から増えて、60.9%の市町村において整備が進んでいる状況です。

次に7ページをご覧ください。こちらは先ほど大島委員の発言でも触れられていましたが、④の活用可能な社会資源の周知ということで、ケアラーの方々の負担を軽減するためには、公的支援やサービスを適切に活用することが必要であり、それに向けて広く周知されていかなければならないことから、社会資源のリストやマップをホームページに掲載するなどの情報周知を全ての市町村で実施するという目標です。

昨年度も7割弱の市町村で実施されておりましたが、さらに増加しており、77.7%が実施済で、予定を含めると80%を超える市町村さんにおいて、認知症ケアパスや在宅医療・介護連携事業で作成する既存の一覧表を活用しながら周知に努めていただいております。他の項目に比べると実施しやすい項目となっていると思います。

次に8ページをご覧ください。各調査項目の取組の状況ですが、今ご説明いたしました色々な取組の状況を表としてまとめさせていただきました。

相談支援体制の整備の関係では、先ほどの説明にもありました窓口の明確化と相談支援のそれぞれでの割合のほか、窓口の明確化を行う方法としては広報誌やホームページの活用が大半であり、未実施の市町村のうち8割は窓口の一本化ができていないことを理由としています。また、相談支援体制の未実施市町村の半数以上が、関係各課の認識

	<p>の共有が不十分であることや庁内の体制が定まらないなどが理由として回答されています。</p> <p>次に、分野横断的な連携・協議体制の整備の関係では、庁内連携を行っている市町村の約 85%が地域ケア会議等の既存の協議体を活用しており、ケアラーに特化した協議体設置や重層的支援体制整備事業による市町村は約 15%でした。なお、未整備のうち半数は、構成メンバーや連携方法に課題があるとの回答でした。</p> <p>次に、交流拠点の整備促進の関係では、整備している市町村の9割が認知症カフェや介護者サロン等の既存の場を活用しています。また、未整備の市町村のうち、約3割は既存の交流拠点の活用について検討中とのことで、未着手である場合の要因としては、既存の拠点を活用するに当たり、関係部局との調整ができていないことや既存の拠点が無いため、人材などからの検討が必要との回答がありました。</p> <p>次に、活用可能な社会資源の周知の関係では、先ほどもご説明しましたが、周知の方法として、既存の媒体を活用して取り組まれている市町村が多い状況です。</p> <p>以上、取組状況や未整備の要因などを踏まえまして、道としては、未整備の市町村に対し、各市町村でアドバイスが必要と考える部分の希望に応じたアドバイザーの派遣や本庁・振興局による助言・働きかけのほか、取組が進まない市町村の中には、新たに窓口の設置や交流拠点の整備、庁内の会議等を作成しなければ取組が進まないと考えているところも多いことから、既存の体制や資源などを活用しながら取組を進めている市町村の事例を収集し情報提供を行うなどの支援を行ってまいりたいと思います。私からの説明は以上です。</p>
中村座長	<p>ありがとうございました。御意見、御質問ありますでしょうか。</p> <p>1年間経過してというところでの市町村の状況についての報告でした。</p> <p>時間の関係もございますので、御質問は後ほどまとめて聞くこともできますので、大変申し訳ございませんが、次の（5）国の状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (北山主幹)	<p>最初に高齢者保健福祉課から説明させていただき、続いて子ども家庭支援課から報告させていただきます。</p> <p>1ページをご覧ください。こちらは、第9期介護保険事業計画の国の基本指針でありまして、その中の見直しポイントとして、大きく3点ほどあり、2つ目に地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組が示されており、この中において、ケアラーに関する記載が追加されまして、2ページ目をご覧くださいなのですが、介護保険部会の意見を踏まえた記載を充実する事項として、黄色で着色していますとおり、「認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援に取組」が明記されております。</p> <p>これまでも家族介護者支援という記載はありましたが、地域包括支援センターの総合相談機能を活用して、ヤングケアラーを含む家族介護者支援が重要であるということが国の指針においても明記されましたので、情報提供させていただきます。</p>

	<p>この関係で、道においては国に先行して条例をつくり、計画も作っておりますので、ケアラー支援の計画の内容の一部を介護保険事業支援計画の中にも盛り込むような形で進めているところであります。</p>
事務局 (山谷課長)	<p>続きまして、ヤングケアラー関係の国の動向につきましてご説明させていただきます。</p> <p>3ページ目が子ども家庭庁の来年度の予算概算要求のポイントという資料になりますが、右側の4番のところ、ヤングケアラーなど困難な状況にある子どもに対する支援がありまして、具体的な内容については4ページ目をご覧くださいと思います。</p> <p>今年度の事業に加えて、拡充された事業が2つあります。1つ目が、進路やキャリア相談を含めた相談支援体制を構築する場合に、補助基準額に所定額を加算するというもの、2つ目がケアにおけるレスパイト、自己発見等に寄与する当事者向けイベントを開催する場合に補助基準額に所定額を加算するというものになります。</p> <p>このように、国としましても各自治体がそれぞれニーズに合わせて様々な事業を選択して実施できるように、ヤングケアラー支援の体制強化を図ることとしております。</p>
中村座長	<p>ありがとうございます。2つ続けてご報告いただきました。</p> <p>ただ今の2つを含めて、全体を通して御質問はございますでしょうか。</p>
加藤(高)委員	<p>一つの意見として聞いていただきたいのですが、僕がヤングケアラーのセンターの相談員と話している中で結構出ているのが、先ほど澤田委員や今西委員からお話がありましたが、父母からの相談が今年度はすごく多いということです。母親から、うちの子はヤングケアラーですというような話があって、大変なことをさせているというのをお母さんの方も認識しているけれど、身動きがとれなくて大変だという話がありますので、やはり大人を支えることがヤングケアラー支援に繋がりますし、子育ての話を受けることもありますし、子どもからは不登校だとか勉強についていけないだとかの相談を受けたりしますので、意外と相談の内容は多岐にわたっています。</p> <p>最終的に繋がる場所としては、先ほどありました介護の情報が、何をどう使ったら良いのかというのわからないという方も多いのですが、スマホが普及していることもあって皆さん一度は調べてから相談されている方が多いので、1つの案としては、ポータルサイトのようなものがあればいいなと思っています。</p> <p>ケアラーやヤングケアラーに対して、このサイトに入ったらそこからケアラーの人同士の掲示板があったり、ボランティア団体さんのホームページがバナーでついていたというのがあると、今の時代は便利なのかなと。色々なものを検索する入り口になるようなポータルサイトがあるといいねということも話として出ていたのでお話しさせていただきました。</p>
中村座長	<p>ありがとうございます。大変必要な取組かと思っておりますので、参考にさせていただければと思います。</p> <p>他に御質問のある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。</p>
今西委員	<p>今加藤(高)委員からお話があったように、スクールソーシャルワーカーの方で、ヤングケアラーだと気づくパターンは大体不登校からの派遣申請などであるというこ</p>

	<p>ろが多かったりします。中には色々なケースがあると思いますが、親のことを関わっていて、精神疾患やメンタルヘルスの問題を抱えているのだというところで、スクールソーシャルワーカーと学校の先生と相談していくパターンというか傾向が多いかなと。</p> <p>そこから学校の先生と相談しながら色々やり、こういう所があるから繋いでいきましょう、という話をしていく中で、各自治体の子ども家庭関係に携わっている行政の窓口の方が、何かあったら相談に乗りますよというところまでにはなっていたので、その辺で連携し合うということは現状ではできているという成果報告はできるところかと思っています。</p> <p>ただ、年齢層は小学校高学年から中学生の相談が多いかなという印象で、そこを重点的に、先ほどキャリア支援という国の動きもありましたので、進学はどうするのだという所の部分で、これから色々と考えていければ良いのかなと思っているというのが現場からご報告できることかと思っています。以上です。</p>
中村座長	<p>どうもありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。</p> <p>それでは今回色々皆様方からの御意見を伺いましたが、今後の計画に基づいての取組への反映につきまして、事務局へお願いしたいと思います。</p> <p>本日の会議はこれで閉会とさせていただいて、進行を事務局へお返ししたいと思います。</p>
事務局 (隈部係長)	<p>本日は貴重な御意見をいただきありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、令和5年度「北海道ケアラー支援推進協議会」を終了いたします。お忙しい中、長時間ご参加くださり誠にありがとうございました。</p>